

令和元年度 第2回鹿屋市農業委員会総会議事録

1 日 時：令和元年5月23日（木） 午前9時から午前10時05分

2 場 所：鹿屋市役所7階大会議室

3 委 員

出	中塩屋 均	出	新原 晃憲	出	島井 孝二	出	榎原 辰夫
出	堀之内 節子	出	倉田 雪男	出	園田 誠	出	福元 康光
出	障子田 勝	出	田中 次男	出	村山 みつ子	出	木場 夏芳
出	新村 良廣	出	泊 義秋	出	寺下 幸弘		
出	上之原 昇	出	郷原 實行	出	上野 輝男		
出	西ノ原 敏男	出	牧之瀬 弘行	出	有村 隆		

推進委員

出	垣内 直人	出	栗山 タカ	出	西元 貞幸	欠	清水 洋平
出	大園 和幸	出	高田 裕幸	出	徳田 潤一	出	入佐 哲朗
出	鶴田 勉	出	田村 利秋	出	本村 ヤス子	出	川崎 守
出	上穂木 紀順	出	村場 重穂	出	釘田 秀人		
出	永山 智哉	出	藏ヶ崎 俊光	出	有馬 研一		
出	谷口 芳久	出	鬼塚 哲郎	出	立元 和揮		

4 部外者出席

農林水産課 農業振興管理係 尾崎 直人（前担当）

5 事務局職員

局 長	長友 浩志
次長兼振興係長	西迫 博
農地係長	下原 隆二
主 査	福嶋 雅明
主 査	鳥巢 良和
主 査	梶原 宏行（輝北総合支所産業建設課）
主 幹	前田 健二（吾平総合支所産業建設課）

6 総会日程 [議事]

- ・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画決定について
- ・農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
- ・農地転用の事業計画変更について
- ・農地法第4条の規定による許可申請の意見決定について
- ・農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について
- ・農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
- ・農地の競売に係る買受適格証明願の承認について
- ・非農地証明について
- ・農地移動適正化あっせん申出について

[報告]

- ・農地法第18条第6項の規定による解約等の通知について
- ・農地利用（形質）変更届の専決処分について

[その他]

- ・第2次鹿屋市総合計画の概要について

7 議事経過 別紙のとおり

8 署名委員 西ノ原 敏男 委員 ・ 新原 晃憲 委員

本日の会議顛末について、会長は職員をしてこの会議録を調製せしめ、委員と共に署名する。

鹿屋市農業委員会会長

鹿屋市農業委員

鹿屋市農業委員

令和元年度 第2回鹿屋市農業委員会総会議事録

令和元年5月23日(木) 開会 午前9時 閉会 午前10時5分

鹿屋市役所7階大会議室

(開会)

局長 皆さん、ご起立ください。姿勢を正してください。「一同礼」着席してください。

議長 ただいまから、令和元年度第2回鹿屋市農業委員会総会を開会いたします。

事務局長に委員の出席状況を報告してもらいます。

局長 本日の委員の欠席はございません。出席委員数は、21名で定数に達していますので、総会は成立していることを報告いたします。なお、推進委員の欠席は、清水委員の1名でございます。鹿屋市農業委員会規則第13条の規定により、議長は会長が務めることとなりますので、以後の議事の進行は、木場会長にお願いいたします。

議長 鹿屋市農業委員会規則第31条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議席番号6番の西ノ原委員と、7番の新原委員を指名します。なお、本日の会議書記は、事務局職員の福嶋主査を指名いたします。これより議事に入ります。

議長 1頁、議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下原 議案第1号、1頁から36頁です。初めに利用権設定について、2頁で説明します。

公告年月日は、令和元年5月24日です。合計面積は、32万1千260㎡、うち更新分16万5千630㎡、内訳、田10万5千931㎡、畑20万6千346㎡、樹園地8千983㎡です。利用権を設定する者112人、設定を受ける者76人です。始期は、いずれも令和元年6月1日です。期間は、1年、3年、3年2か月、4年、5年、6年、7年、9年、10年、20年です。次の3頁から32頁は、設定期間、権利区分及び設定内容別です。

初めに3頁です。1番から3番までは、設定期間が1年です。1番、2番は賃借権で新規設定。3番は、賃借権で再設定。

次の4番から6頁の15番までは、設定期間が3年です。3頁、4番、5番は、賃借権で新規設定。

次に、4頁、6番、7番は、使用賃借権で新規設定。8番は、賃借権で新規設定。9番は、使用賃借権で新規設定。

次に、5頁、10番から13番までは全て、賃借権で再設定。

次に、6頁、14番、15番は、賃借権で再設定。

次の16番は、設定期間が3年2か月で、賃借権で新規設定。

17番は、設定期間が4年で、賃借権で新規設定。

次に、7頁、18番から14頁の48番までは、設定期間が5年です。7頁、18番は、賃借権で新規設定。19番は、使用貸借権で新規設定。20番から22番までは全て、賃借権で新規設定。

次に、8頁、23番から26番までは全て、賃借権で新規設定。

次に、9頁、27番から29番までは全て、賃借権で新規設定。30番は、使用貸借権で新規設定。次に、10頁、31番から33番までは全て、賃借権で新規設定。34番は、賃借権で再設定。

次に、11頁、35番から39番までは全て、賃借権で再設定。

次に、12頁、40番から43番までは全て、賃借権で再設定。

次に、13頁、44番は、賃借権で再設定。45番は、使用貸借権で再設定。46番は、賃借権で再設定。47番は、使用貸借権で再設定。

次に、14頁、48番は、議事参与の制限にあたりますので、後ほど説明いたします。

次の49番から26頁の95番までは、設定期間が6年です。14頁、49番から51番までは全て、賃借権で新規設定。

次に、15頁、52番は、賃借権で新規設定。53番は、使用貸借権で新規設定。54番、55番は、賃借権で新規設定。

次に、16頁、56番から59番までは全て、賃借権で新規設定。

次に、17頁、60番、61番は、使用貸借権で新規設定。62番は、賃借権で新規設定。63番は、使用貸借権で新規設定。

次に、18頁、64番から66番までは全て、賃借権で新規設定。

次に、19頁、67番から69番までは全て、賃借権で新規設定。70番は、議事参与の制限にあたりますので、後ほど説明いたします。

次に、20頁、71番から73番までは全て、賃借権で再設定。74番は、使用貸借権で再設定。

次に、21頁、75番から79番までは全て、賃借権で再設定。

次に、22頁、80番から82番までは全て、賃借権で再設定。83番は、使用貸借権で再設定。

次に、23頁、84番は、賃借権で再設定。85番は、使用貸借権で再設定。86番、87番は、賃借権で再設定。

次に、24頁、88番は、使用貸借権で再設定。89番から91番までは全て、賃借権で再設定。

次に、25頁、92番から94番までは全て、賃借権で再設定。

次に、26頁、95番は、賃借権で再設定。

次の96番は、設定期間が7年で、賃借権で新規設定。

97番は、設定期間が9年で、賃借権で新規設定。

次の98番から32頁の115番までは、設定期間が10年です。26頁、98番は、賃借権で新規設定。

次に、27頁、99番から101番までは全て、賃借権で新規設定。102番は、次の頁にかけて、使用貸借権で新規設定。

次に、28頁、103番から105番までは全て、賃借権で新規設定。106番は、次の頁にかけて、使用貸借権で新規設定。

次に、29頁、107番は、賃借権で新規設定。108番から110番までは全て、賃借権で再設定。

次に、30頁、111番は、賃借権で再設定。

次に、31頁、112番から114番までは全て、賃借権で再設定。

次に、32頁、115番は、賃借権で再設定。

次の116番は、設定期間が20年で、賃借権で新規設定。以上です。

議長 　ただいま事務局から説明がありました、3頁、1番から3番までの1年もの3件です。何かご異議ございませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、3頁、4番から、6頁、15番までの3年もの12件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、6頁、16番の3年2ヶ月もの1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

6頁、17番の4年もの1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、7頁、18番から、14頁48番までの5年もの31件ですが、14頁、48番が、鹿屋市農業委員会規則第28条の規定に基づく議事参与の制限にあたりますので、福元副会長に退席をいただき審議します。

(福元副会長：退席)

14 頁、48 番について事務局の説明をお願いします。

下 原 14 頁の 48 番は、借人福元副会長が代表を務める法人が賃借権の再設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 福元副会長に係る 14 頁、48 番の 5 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(福元副会長：着席)

福元副会長に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に残りの 5 年もの 30 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、14 頁、49 番から、26 頁、95 番までの 6 年もの 47 件ですが、19 頁、70 番が、議事参与の制限にあたりますので、福元副会長に退席をいただき審議します。

(福元副会長：退席)

19 頁、70 番について事務局の説明をお願いします。

下 原 19 頁の 70 番は、借人福元副会長が代表を務める法人が賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 福元副会長に係る 19 頁、70 番の 6 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(福元副会長：着席)

福元副会長に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、残りの 6 年もの 46 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、26 頁 96 番の 7 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、26 頁 97 番の 9 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、26頁98番から32頁、115番までの10年もの18件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、32頁116番の20年もの1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、33頁、農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転について、事務局の説明をお願いします。

下原 所有権移転について、33頁から36頁です。33頁で説明します。

公告年月日は令和元年5月24日、合計面積は、5万7千708㎡です。うち、田864㎡、畑4万5千58㎡、樹園地1万1千786㎡です。所有権を移転する者8人、所有権の移転を受ける者7人です。

34頁をご覧ください。1番から36頁の8番までは、全て所有権移転協議成立したものです。以上です。

議長 ただいま説明がありました、所有権移転協議が成立したもの8件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、37頁、議案第11号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下原 議案第11号、37頁から40頁です。40頁で説明します。今回は、所有権移転14件で、内訳は、田7筆6千313㎡、畑16筆3万413㎡、計23筆3万6千726㎡です。

初めに、37頁です。1番は、田707㎡の売買です。2番は、田289㎡の売買です。3番は、畑6千528㎡の売買です。4番は、畑5千592㎡の売買です。

次に、38頁5番は、田522㎡の贈与です。6番は、田393㎡の売買です。7番は、畑1千571㎡の売買です。8番は、畑1千217㎡の売買です。9番は、畑1千771㎡の売買です。

次に、39頁、10番は、田785㎡の贈与です。11番は、畑3千524㎡の売買です。

次の12番から40頁の14番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議長 ただいま事務局から説明がありましたが、引き続き調査がなされていますので、39頁、12番から40頁14番までを田中委員に、報告をお願いします。

田中 議席番号9番の田中です。去る5月15日、記載の2名の委員と事務局で農地法第3条の

申請に伴う現地調査を行いましたので報告いたします。

まず、39頁12番ですが、下限面積の調査です。申請者は長年、農業に従事しており、今回、県外にいる姉が相続を受けた農地の贈与を受けるもので、農作業に必要な農機具は一式、所有していました。また、申請者は肉用牛の子牛生産で、母牛2頭を飼育されていて、取得後の農地には、飼料作物を作られるとのことでありました。

次に、13番ですが、下限面積の調査です。申請者は、兼業農家として農業に従事されていますが、今回、親から農地を譲り受けるものです。作業に必要な農機具はトラクター、耕うん機等、親が所有しているものを使うとのことでした。また、肉用牛生産の母牛を1頭飼育されていて、所有している農地には、飼料作物を作られています。取得する農地も飼料作物を作るとのことでした。

次に、40頁14番ですが、下限面積の調査です。申請者は、現在、自己所有の水田、8畝で早期水稻を耕作されていますが、作業に必要な農機具は近くに住んでいる弟と共同で利用しているトラクター等がありました。取得する農地については、今ある水田と同様に、早期水稻を作付けする予定とのことでした。

以上3件とも、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められます。また、農作業にも常時従事し、下限面積も超えることから、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われるため、調査員としましては、3条の許可要件を全て満たしていると判断いたしました。以上です。

議 長 　　ただいま、説明、報告がありました14件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、41頁、議案第12号「農地転用の事業計画変更について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 　　議案第12号、41頁の1件です。1番は、当初の事業では、一般住宅の着工時に北側私道側溝への排水工事の同意を得ようとしたところ、共有者からの同意が得られなかったことから、父親所有の南側の畑を一部分筆を行い、通路を整備するため、事業計画の変更を行うものです。45頁、5条申請の12番と関連です。以上です。

議 長 　　ただいま、事務局から説明がありました、1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、42頁、議案第13号「農地法第4条の規定による許可申請の意見決定について」を

議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 議案第 13 号、42 頁です。今回は 1 件、畑 1 筆 500 m²となっています。1 番は、記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明がありましたが、引き続き調査がなされていますので、42 頁、1 番を西ノ原委員に報告をお願いします。

西ノ原 議席番号 6 番の西ノ原です。去る 5 月 14 日、記載の 2 名と事務局で農地法第 4 条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

42 頁の 1 番ですが、申請地は鹿屋ハートセンターの北東側に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりはないが、土地改良事業が実施されているため、第 1 種農地と判断されます。申請者は市内の自営業者で、これまで実家住まいであったが、老朽化、かつ、手狭なことから、自己所有地に一般住宅を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所であり、調査員としては、第 1 種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。以上、1 番については、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

議 長 42 頁の許可申請 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、43 頁、議案第 14 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 議案第 14 号、43 頁から 46 頁です。46 頁で説明します。

今回は、14 件、田 1 筆 617 m²、畑 14 筆 8 千 914 m²、計 15 筆 9 千 531 m²となっています。

43 頁をご覧ください。1 番は、共同住宅、駐車場を整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。2 番は、一般住宅、診療所を整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。3 番は、一般住宅、カーポートを整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。4 番は、駐車場を整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。

次の 5 番から 45 頁の 14 番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明がありましたが、引き続き調査がなされていますので、43 頁 5 番から、44 頁、6 番までを西ノ原委員に、44 頁、7 番、8 番を、徳田委員に、44 頁、9 番から、45 頁、12 番までを村山委員に、45 頁、13 番、14 番までを鬼塚委員に報告をお願いします。

西ノ原 議席番号 6 番の西ノ原です。去る 5 月 14 日、記載の 2 名と事務局で農地法第 5 条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

43 頁の 5 番ですが、申請地は東原インターチェンジの南西側に位置し、申請地付近は 10ha 以上の農地の広がりがあり、土地改良事業が施行されているため、第 1 種農地と判断されます。申請者は市内の会社員で、申請地に一般住宅、車庫、物置を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第 1 種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に、44 頁の 6 番ですが、申請地は輝北町三原公民館の西側に位置し、申請地付近は 10ha 以上の農地の広がりがあり、第 1 種農地と判断されます。申請者は市内の畜産農家で、借家住まいのため農家住宅を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第 1 種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

以上、5 番から 6 番までについては、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

徳田 推進委員の徳田です。去る 5 月 14 日、記載の 2 名と事務局で農地法第 5 条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

44 頁の 7 番ですが、申請地は輝北町白別府公民館の西側に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりはなく、第 2 種農地と判断されます。申請者は市外に居住していますが、母親宅が火災により焼失したので、一般住宅、農機具倉庫、車庫を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。なお、一般住宅の面積基準の 500 m²を超えていますが、農機具倉庫等も必要なため、理由書を添付しての申請です。

次に、8 番ですが、申請地は下高隈町吉ヶ別府公民館の南西側に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりはなく、第 2 種農地と判断されます。申請者は県外で太陽光発電事業を行う法人で、申請地に太陽光発電施設を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

以上、7 番から 8 番までについては、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

村山 議席番号 15 番の村山です。去る 5 月 15 日、記載の 2 名と事務局で農地法第 5 条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。44 頁の 9 番ですが、次の 45 頁の 10 番と関連がありますので、併せて説明します。申請地は鹿屋工業高校の南東側に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがあり、第 1 種農地と判断されます。申請者は市内の会社員で、9 番は貸家を 10 番は隣地者との共有名義で通路を建築、整備する計画です。周辺は、

集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に、45頁の11番ですが、申請地は鹿屋ハートセンターの南西側に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりはないが、土地改良事業が施行されているため、第1種農地と判断されます。申請者は市外の会社員で、申請地に一般住宅、駐車場を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に、12番ですが、申請地は笠野原小学校の南西側に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業が施行されているため、第1種農地と判断されます。申請者は市内の公務員で、申請地に通路を整備する計画です。41頁の事業計画変更1番と関連です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

以上、9番から12番までについては、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

鬼塚 推進委員の鬼塚です。去る5月15日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

45頁の13番ですが、申請地は星塚敬愛園の南西側に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりはなく、第2種農地と判断されます。申請者は県外で太陽光発電事業を行う法人で、申請地に太陽光発電施設を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に、14番ですが、申請地は市役所の北西側に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりはなく、第2種農地と判断されます。申請者は市内の不動産業者で、申請地に建売住宅3棟を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

以上、13番から14番までについては、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

議長 ただいま、説明、報告がありました、43頁から45頁までの許可申請14件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、47 頁、議案第 16 号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 議案第 15 号、47 頁から 49 頁です。47 頁で説明します。

右下の表をご覧ください。今回は、2 件、畑 6 千 708 m²となっています。次の 48 頁、49 頁は、付近見取図及び施設配置計画図です。内容は記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明しましたが、引き続き調査がなされていますので、47 頁 1 番、2 番を倉田委員に報告をお願いします。

倉 田 議席番号 8 番の倉田です。去る 5 月 14 日、記載の 2 名の委員と事務局で農業振興地域整備計画の変更に係る現地調査を行いましたので報告いたします。

まず、47 頁の 1 番ですが、周辺図及び配置図は 48 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申出地は、田崎小学校の南東側に位置する場所で、周辺は、10ha 以上の農地の広がりがあり、第 1 種農地と判断されます。申出人は、鹿児島市に本社のある建築会社で、申出地に建売住宅 3 棟を建設する計画です。申出地周辺は、集落が形成されており、第 1 種農地の不許可の例外である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に、47 頁の 2 番ですが、周辺図及び配置図は、49 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申出地は、串良町のオレンジパーク跡地の一部で、周辺は、10ha 以上の農地の広がりがあり、第 1 種農地と判断されます。申出人は、鹿屋市で、申出地に学校給食センターを建設する計画です。この計画は、市町村が、土地収用法第 3 条に規定する事業のために設置する施設であることから、農地法第 4 条の転用許可が不要な場合に該当します。

以上、1 番の申し出については、排水施設等も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、農地転用の許可見込みがあり、調査員としましては、農振除外は支障がないと判断しました。

なお、2 番については、転用許可は不要であり、農地法による制限は受けないこととなります。

議 長 ただいま、説明、報告があった 2 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して市長部局へ進達します。

次に 50 頁、議案第 16 号「農地の買受適格証明願の承認について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 議案第 16 号、50 頁の 4 件です。内容は記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明がありましたが、引き続き調査がなされていますので、50 頁、

1 番から 4 番までを村場委員に報告をお願いいたします。

村 場 推進委員の村場です。去る 5 月 15 日に、記載の 2 名の委員と事務局で農地の買受者として、申請者が適格かどうかの調査を行いましたので報告いたします。今回は、落札後に農地として利用したいため、農地法第 3 条申請と同等の調査をしました。

50 頁、1 番ですが、申請者は、夫婦 2 人で農業に従事されており、ぶどう、ブルーベリー等を栽培しています。農機具等も一式所有されており、常時農作業に従事し、農地の全てを効率的に利用し、耕作を行うと認められ、下限面積も超えていることから、調査員としましては、農地の買受適格者であると判断いたしました。

次に、2 番から 4 番までは、関連がありますので、まとめて報告いたします。申請者は、長年農業に従事しており、現在、甘しょを栽培されているとのこと。農地の取得ができた場合は、甘しょを栽培されるとのことでした。農機具等も一式所有されており、常時農作業に従事し、農地の全てを効率的に利用し、耕作を行うと認められ、下限面積も超えることから、調査員としましては、農地の買受適格者であると判断いたしました。以上です。

議 長 説明、報告があった 4 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり買受適格者である旨の証明書を発行します。なお、この案件は、今回の総会で承認された案件ですので、今後、3 条申請が提出されたときは、会長の専決処分とすることにご異議ありませんか。

「異議なし」ですので、本件に係る 3 条申請は、会長専決処分とします。

次に、51 頁、議案第 17 号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 議案第 17 号、51 頁です。今回は 1 件、畑 1 筆 412 m²です。1 番は、記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明ありましたが、引き続き調査がなされていますので、51 頁、1 番を西元委員に、報告をお願いします。

西 元 推進委員の西元です。去る 5 月 14 日、記載の 2 名の委員と事務局で非農地証明について現地調査を行いましたので、報告いたします。

51 頁、1 番ですが、申請地は、笠之原公民館の北東に位置し、昭和 53 年から宅地として利用しているとのことでした。建物は、牛舎ですが、状況からしても 20 年以上経過していることが認められました。周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、調査員としましては、非農地として認定し、非農地証明を行うことは支障がないと判断しま

した。以上です。

議 長 説明、報告があった1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、農地に該当しない旨の非農地証明を発行します。

次に、52 頁、議案第 18 号「農地移動適正化あっせん申出について」を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

下 原 議案第 18 号、52 頁から 78 頁です。今回新たに、譲渡希望が 64 頁、157 番から 161 番まで、次に、賃貸借希望が 77 頁、162 番、163 番ですので、お目通しください。以上です。

議 長 ただいま、事務局から新たな申出農用地について説明がありました。これらの案件は、議長からあっせん委員の指名をしますが、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、あっせん委員を指名します。

64 頁、土地の所有者からの譲渡希望の、157 番を、福元副会長と入佐委員に、158 番を、私、木場と川崎委員に、159 番を、西ノ原委員と谷口委員に、160 番と 161 番を、田中委員と田村委員に、お願いします。

77 頁、賃貸借希望の 162 番を、寺下委員と釘田委員に、163 番を、泊委員と村場委員に、お願いします。

次に、79 頁「農地法第 18 条第 6 項の規定による解約等の通知について」の報告です。事務局の説明をお願いします。

下 原 合意解約について、79 頁から 82 頁です。82 頁で説明します。

今回は 14 件、田 3 筆 4 千 724 m²、畑 26 筆 4 万 3 千 514 m²、計 29 筆 4 万 8 千 238 m²です。これらは全て、第 18 条第 6 項の規定により双方合意のもと、解約の通知書が提出されています。

初めに、79 頁です。1 番は、借り手の変更。2 番は、借り手の都合。3 番は、借り手の変更。4 番、5 番は、売買のため。

次に、80 頁、6 番は、売買のため。7 番、8 番は、貸し手の都合。9 番は、借り手の変更。

次に、81 頁、10 番は、借り手の変更。11 番は、貸し手の都合。12 番は、次の頁にかけて、中間管理機構への貸出しのため。

次に、82 頁、13 番、14 番は、売買のため。以上です。

議 長 ただいまの報告のとおり、79 頁から、82 頁まで 14 件の合意解約です。報告しておきます。

次に、83 頁「農地利用（形質）変更届の専決処分について」の報告です。

申請地は、串良町有里の田で隣接した2筆です。申請人は2名で変更理由は、水田がぬかるみ機械の利用が困難なため、盛土を行い、畑として利用したいためです。工期が、総会前に着手となっていたため、4月25日に、泊委員により現地調査を行い専決処分としたものです。これについては、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、本件は承認されました。

以上で、第2回総会に付議された議案等の審議は全て終了いたしました。

次に、その他に入ります。委員の方々から、何かありませんか。

他になければ、事務局からの連絡事項をお願いします。

西 迫 それでは、議案配布の資料の中に視察研修の資料を入れておりましたが、変更点がありましたので、当日配布いたします。あと、明日の研修の服装は、クールビズということでお願いします。また、明日は、8時半に出発しますので、20分までには、ご集合をお願いします。各集合場所も遅れないようにお願いします。

あと、事務分掌表が配布してありますのでお目通し願います。

局 長 それでは、私の方から1点だけ説明をさせていただきます。

皆様のお手許に、「第2次鹿屋市総合計画」の概要版をお配りしてあると思います。これについて少しだけ説明をさせていただきたいと思います。平成20年に第1次鹿屋市総合計画を策定しましたが、人口減少や社会経済情勢など本市を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした状況を踏まえて、令和元年を初年度とする6年間の新たな総合計画である「第2次鹿屋市総合計画」を策定し、「ひとが元気！まちが元気！未来につながる健康都市 かのや」を、まちづくりの将来像として決めました。

農業委員会については、農業全般として概要版5頁、基本目標1の「やってみたい仕事ができるまち」、基本施策①の「活力ある農林水産業の振興」になります。概要版5頁の中央部の青色の矢印内に基本的方向が、両サイドの吹き出しに具体的施策が示されています。

具体的施策の主なものが、左側の吹き出し一番上の担い手づくりを推進する「農業の担い手の確保・育成」、右側の上から3番目の農地の集約・集積を推進する「農地の有効利用の促進」や「生産基盤の強化による生産性の向上」などが計画されているところであり、委員の皆さんが現在実施している、貸したい借りたい総点検、「1・5・一絵（いちごいちえ）」活動の展開が、具体的な活動のひとつとして行われているところです。

以上、簡単ですが、この概要版の説明を終わりますが、皆様お時間のあるときに改めてお

目通しただけならと思います。以上です。

それでは、6月の調査委員を申し上げます。

6月12日、水曜日、4条・5条の調査が郷原委員、藏ヶ崎委員でございます。

6月12日、水曜日、農振調査が牧之瀬委員、田村委員でございます。

6月13日、木曜日、4条・5条の調査が畠井委員、高田委員でございます。

6月13日、木曜日、3条調査が園田委員、谷口委員でございます。

6月の総会は、6月21日、金曜日の9時からとなります。以上です。

議 長 他にありませんか。ないようですので、これをもって令和元年度第2回鹿屋市農業委員会総会を閉会します。

局 長 それでは、皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。

「一同礼」

(閉 会)